

山形県 救急電話相談



- 相談日：毎日 ※相談はおおむね10分以内とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。
- 相談時間：18時～翌朝8時

※この電話相談は診療行為、医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより、相談者の判断の参考としていただくものですので、あらかじめご理解のうえ利用願います。

●県内のプッシュ回線・携帯電話からは

#8000

●ダイヤル回線・IP電話からは

023-6333-0299

しょうにきゅうきゅう



15歳
未満

小児救急電話相談

お子さんを持つ保護者の皆様の
安心のために

- 子どもの発熱、嘔吐、下痢など
子どもの急な病気の相談

●県内のプッシュ回線・携帯電話からは

#7119

●ダイヤル回線・IP電話からは

023-6333-0799

おとなのきゅうきゅう



15歳
以上

大人の救急電話相談

医療機関を受診するか迷ったときは

- 発熱、頭痛、腹痛、めまい、吐き気など
急な病気の相談

●問い合わせ先

山形県健康福祉部 医療政策課
TEL:023(630)3366 FAX:023(630)2301
Email:yiryoseisaku@pref.yamagata.jp

令和6年4月1日18時から大人の救急電話相談の
ダイヤルが#7119に変わります。

山形県からのお願い 救急医療を利用する皆さんへ



山形県の救急医療体制



救急医療の現状と課題

二次・三次の高次救急医療機関を受診する患者の約8割が軽症患者となっており、このままの状態が続けば、本来の役割である命にかかわるような重症患者への対応の遅れや、医師など医療スタッフの過重労働が懸念されています。

1



初期救急医療

(休日・夜間診療所等)

休日夜間などに比較的軽症の患者の外来診療を行う。

2



二次救急医療

(救急告示病院等)

手術や入院の必要な重症患者の診療を行う。

3



三次救急医療

(救命救急センター等)

心筋梗塞や脳卒中などの特に症状の重い患者の救命を行う。

それぞれが役割分担し、救急患者の診療を実施しています。

医療機関を受診する際のお願い

- ① 「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ② できるだけ「通常の診療時間内」に受診しましょう。
- ③ 休日や夜間で比較的症状の軽い方は、「休日・夜間診療所等」を受診しましょう。

● 県内の「休日夜間診療所等」は、こちらをご覧ください →



なお、休日・夜間診療所等を受診され、入院や手術の必要がある場合は、直ちに病院等と連携して診療を受けられますので、ご安心ください。